様式第１０号(第５条関係)

**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)**

　次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

　　　令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年４月２０日執行　奥出雲町議会議員一般選挙

候補者

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  (該当する方の番号に○をしてください。) | | １ | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | | | ２ | 左に掲げる契約以外の場合 | |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所 | | | |  | | | | |
| 車種及び自動車登録番 | 運送等年月日 | | | | 運送等金額 | | | 備考 |
|  |  | | | | 円 | | |  |
|  |  | | | |  | | |  |
|  |  | | | |  | | |  |
|  |  | | | |  | | |  |
|  |  | | | |  | | |  |

(注)

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、運送事業者等は、町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

　⑴　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　６４，５００円

　⑵　⑴以外の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１６，１００円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約及び個別契約のいずれも締結した場合は、候補者の指定する一の契約以外は、公費負担の対象となりませんので、当該契約についてのみ記載してください。

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又は個別契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合は、候補者の指定する１台以外は、公費負担の対象となりませんので、当該車両についてのみ記載してください。

７　５の場合は候補者の指定した契約以外の契約について、６の場合は候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することはできません。